

芸術文化観光専門職大学 学術情報委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は学術情報委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書等資料の収集、組織及び保管に関する事項
- (2) 図書等資料の利用者への提供に関する事項
- (3) 図書等資料の相互利用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学術情報館の運営に関する事項
- (5) 紀要「芸術文化観光学研究」編集及び発行に関する事項
- (6) 機関リポジトリの管理・運用に関する事項
- (7) 教員の研究及び創作等の推進に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局地域リサーチ＆イノベーション推進部地域支援課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。